

令和6年度宮城県不育症検査費用助成事業のご案内

○宮城県では、不育症にお悩みの方を支援するため、不育症検査（対象検査は下記のとおり）に要する費用の一部について助成を実施します。

1. 助成要件

対象者	<ul style="list-style-type: none">・既往流産回数が2回以上の方・申請日現在、宮城県（仙台市以外）に住民登録がある方 ※仙台市内にお住まいの方は、仙台市から助成を受けることになります。 詳細はお住まいのある区役所までお問合せください。
対象となる検査	<ul style="list-style-type: none">・流産検体を用いた遺伝子検査 （次世代シーケンサーを用いた流産絨毛・胎児組織染色体検査） ※国が先進医療として告示している不育症検査に限ります。 ※対象の検査は令和6年4月1日現在のものです。 補助対象の検査は変更になる可能性があります。
検査日	・令和6年4月1日から令和7年3月31日に受けた検査であること
医療機関	<ul style="list-style-type: none">・対象検査の実施機関として届出又は承認がなされている医療機関で受けたこと ※各医療機関が、先進医療を実施している医療機関として届出の日又は承認等された日以降に実施した検査に限られます。詳しくは、 <u>各医療機関にご確認ください</u> 。 【参考】 厚生労働省ホームページ（先進医療を実施している医療機関の一覧） https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan02.html



2. 助成の額

1回の申請につき1回の検査費用の7割（千円未満の端数は切り捨て）。

ただし、上限額は6万円です。

※助成の対象は、「流産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流産絨毛・胎児組織染色体検査）」に要した費用です。

その他の検査や治療にかかった費用、入院室料（差額ベット代等）、文書料等は助成の対象外です。

3. 申請期限・申請方法

【申請期限】令和7年3月31日（月）（消印有効）

【申請方法】宮城県保健福祉部子育て社会推進課宛て、必要書類を郵送で提出してください。

※年度末に受けた検査に係る添付書類が揃わないなど、やむを得ない事情により申請が間に合わない場合は、事前に子育て社会推進課（022-211-2528）にご相談ください。

4. 必要書類 ※下記①・②は宮城県ホームページからダウンロードできます。

申請書類	注意事項
①宮城県不育症検査費用助成事業申請書	・申請者は、検査を受けた本人（妻）になります。 ・振込口座は、申請者名義の口座としてください。
②宮城県不育症検査費用助成検査受検証明書	・検査を受けた医療機関から証明を受けてください。
③医療機関発行の領収書の写し	・確定申告で提出される場合は、その前に写しをとってください。
④申請者の住民票	・個人番号が記載されていない発行から3か月以内のものを提出してください。

5. 申請先・お問合せ先

宮城県保健福祉部子育て社会推進課子育て支援班

【申請先住所】〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

【問合せ先】022-211-2528（直通）

みやぎ・せんだい不妊・不育専門相談センター

「みやぎ・せんだい不妊・不育専門相談センター」では、不妊や不育症に悩む方や流産・死産によりお子さまを亡くしたご家族の相談を行っています。

不妊治療を受けようか迷っている、検査や治療方法について知りたい等の不妊に関することや、

繰り返す流産や死産などのいわゆる不育症に関することについて、また流産・死産を経験したことによるさまざまな心理的不安について、専門の相談員が電話でご相談に対応します。

【不妊症・不育症に関する相談】

○日 時 毎週水曜日 午前9時から午前10時まで

毎週木曜日 午後3時から午後5時まで（いずれも年末年始・祝日除く）

○電話相談 認定看護師等がご相談に対応します。 **TEL：022-728-5225**

○面接相談 電話相談のうえ、面接相談を予約することができます（場所：東北大学病院内）。

【流産・死産を経験したことによる心理的不安に関する相談（グリーフケア相談）】

○日 時 毎月第1・第3月曜日 午後1時から午後2時まで（年末年始・祝日除く）

○電話相談 東北大学病院の心理士がご相談に対応します。 **TEL：090-9714-7774**



不妊症や不育症について、お悩みがある方は、
ぜひご相談ください。

